

(その1)

## 収支報告書

令和  年分

(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1. 政治団体の名称

かわせき かわせき こうえんかい  
川崎一樹後援会

2. 主たる事務所の所在地

海陽市立根 1971-18

3. 代表者の氏名

高村達

4. 会計責任者の氏名

川崎治美

事務担当者の氏名

川崎治美

(電話)

073-485-2050



(その2)

## 収支の状況

## 1 収支の総括表

収入総額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)				0
支出総額				0
翌年への繰越額				0

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	金額	十億	百万	千	円
金額					0
<b>(2) 寄附</b>					
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額				備考
(ア) 個人からの寄附		十億	百万	千	円
(うち特定寄附)					0
(イ) 法人その他の団体からの寄附					0
(ウ) 政治団体からの寄附					0
小計 (ア)+(イ)+(ウ)					0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					0
イ 政党匿名寄附					0
合計 (ア+イ)					0

## 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分	有	無	備考	
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金 (普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

## 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年3月3日

政治団体の名称 川崎一樹後援会  
会計責任者の氏名 川崎治美

（代表者の氏名）

- （備考） 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。